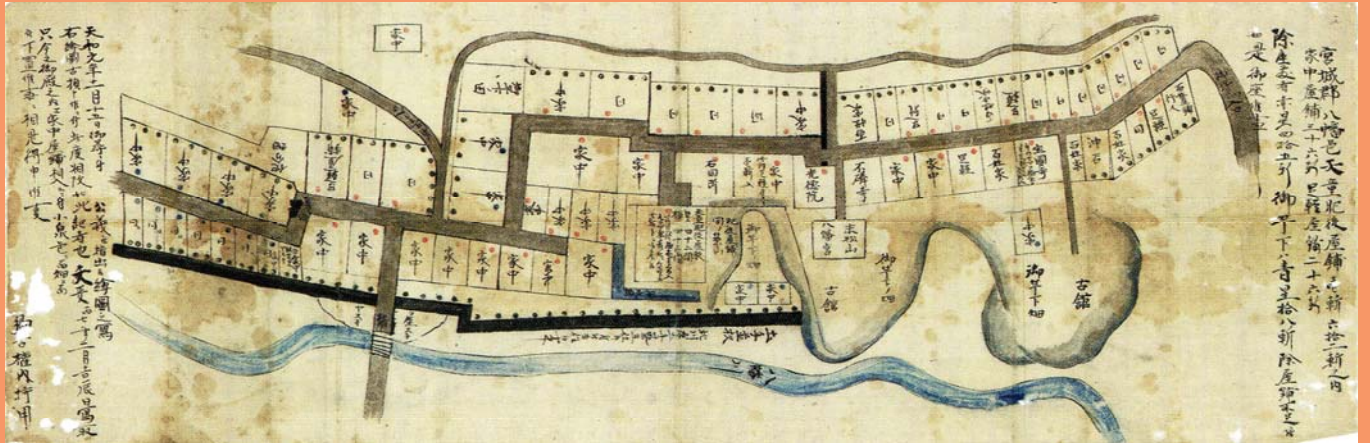


# 山形県 県史だより

第7号

山形県総務部学事文書課分室 県史資料室



上、「宮城県八幡邑天童氏屋敷ならびに家中・足軽屋敷絵図」。天和元年 11 月 15 日「御尋ニ付公義江差出候」とあり、拝領された在所の様子がわかります。  
下、平成 26 年 8 月天童市美術館で開催された「天童城主天童氏展」の様子

敗走後のことは多賀城市史などにも記載されておりますが、どのような経緯で準一家になったのか、その間の事情は解明できないままになっていました。ところが、平成二十年、天童家から多賀城市に寄贈された天童家文書や、東日本大震災後新たに発見された文書類によって、その様子が明らかになってきました。

最上の乱を経て村山地域の領国化を進める山形城主最上義光は、天正十二（一五八四）年六月、最上川西の谷地の白鳥氏や寒河江の大江氏を攻略し、同年十月十日川東の覇権をかけて、最上八幡の連合軍を従えた第十代天童城主頼久との戦いに挑みました。天童城山とその周辺で行われた攻防では延沢氏の離反等もあり、天童城は落城し、天童氏は母方の国分盛氏をたよりに陸奥国へ敗走しました。その後、秋保氏に寄寓し、文禄年間（一五九二〜一五九六）には伊達政宗の家臣となり仙台藩において準一家の資格に列せられました。その後（現）宮城県多賀城市八幡に在所を拝領し、江戸時代を通じて家臣団とともにこの地で暮らしました。

## 一、天童家文書の再発見

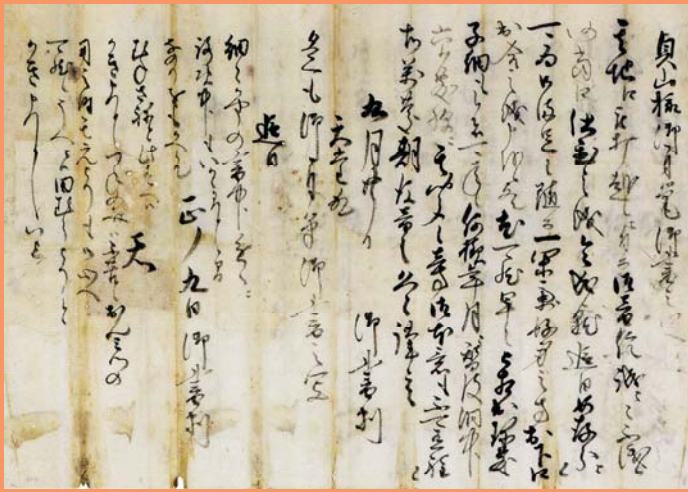
〈特別寄稿〉

敗者の復活 — 戦国大名天童氏のその後 —

天童郷土研究会長 湯村章男



史料1「伊達政宗より天童殿宛書状」。両者の主従関係を示す最も古い時期の史料



史料2「貞山様御自筆御書之写」。二通の書状の写しであり、天正16~17年頃と推定

の写しですが、解説によると一通目は、政宗自身は戦勝し首尾よく領地を治めていることや、天正十六（一五八八）年最上義光が庄内地方で上杉家家臣、本庄繁長に敗れ、最上氏の勢力が弱まっていることを知らせたものです。二通目

は、書状のやりとりについての史料ですが、政宗は路次（道筋）の警固に不安があるので、秘密の文書ならば自分は「むねさね（白石宗実II 伊達家家臣）」と署名するので、天童殿は「田村」と記して出すようにと、書状に非常に気を遣っている様子が伺えます。文書の本来の差し出しと宛名を秘匿して別名を記すということが前代未聞の内容だと言われています。また、天童殿を「天」という片名字で表すなど親密な関係にあったことが見て取れます。さらに、先の「貞山公治家記録」の天正十八年の条文「：安積郡ノ輩参上ス：」は天童頼久が政宗に謁見した時、すでに輩（地侍）を伴っていたようにも読み取れます。

これらの史料から、J・F・モリス氏（宮城学院女子大学教授）は、天正十六年にはすでに、天童頼久（頼澄）は伊達軍団の指揮官の一人として（現）福島県安積郡南部において活躍していることが想定され、当時の状況から政宗が、まだ米沢に在城していた可能性が高いと指摘しています。その後、天童頼久は家臣として政宗から準一家に列せられていきます。

三、準一家の家臣となり、宮城県多賀城市に在所拝領された天童家

南出羽・陸奥両国を征圧した伊達政宗は、一族をはじめ大崎家、葛西家、葦名家などの旧守

## 二、天童落ち後の天童頼久の動静

これまで、天童落ち後の経緯を示す唯一の文献史料は、元禄年間（一六八八〜一七〇四）に編集が始まった「貞山公治家記録」だけであり、その中の天正十八（一五九〇）年一月十三日の条文には、「十三日丙辰天童三郎頼久御禮トシテ参上セラル并ニ安積郡ノ輩参上ス其後名懸士御目見アリ」とあります。ところが、今回、新たに発見された伊達政宗より天童頼久（後の頼澄）宛て書状（史料1）や、貞山様御自筆御書の写（史料2）などにより、政宗に拝

謁した時期や準一家に列せられた経緯がより明らかにになりました。史料1の内容は、文書解説によると新年にあたってのおめでたい言葉を書き連ね、頼久から酒と肴を送られたことのお礼に小袖を進呈したというものですが、注目するところは、花押の特徴です。この花押は、天正十七（一五八九）年のもので、家臣や身内宛ての書状などに利用する私用花押であることから、この時期、すでに頼久は政宗に仕えていたということが確認できるといえることです。史料2は、政宗から頼久にあてた二通の書状





「源姓天童系図」。清和天皇から天童頼久(澄)を経て江戸時代の歴代当主に至る天童家の系図

護や探題職など家柄のある大名の末裔や所領を失った多くの由緒ある領主を、自分の家臣として召し抱え、仙台藩の中に小幕藩的な体制を作りあげます。その制度の一つが家格制と言われるもので、家柄や功績によって八つのグループに分けられ、上級家臣として一門(一家)、一家(一七家)、準一家(一〇家)、一族(二二家)の四つのグループを設け、大名伊達家と擬制的イェ関係を重視し、その他の従臣は、宿老、着座、太刀上、召出などに位置づけています。天童家は準一家で戦国時代の大名の分家や有力家臣に与えられる家格に属していました。ま

(一六八一)年に作成したのですが、この絵図には天童家を中心に足軽・寺屋敷などに交じって百姓屋敷なども見られ、兵農分離以前のものであることから、頼久(頼澄)在任中の慶長年間(一五九六〜一六一五)の様子を伝えているものと言われています。なお、天童家の知行高は一三五〇石(一三五貫文)で幕末までさほどの変化はなく、仙台家臣団の中で上位5%内に入っています。

**四、残された多くの系図**

展示会には多くの系図が展示されました。これは、天童家を準一家とするために根拠となる

た、上級家臣には特別な知行制度があり、城・要害・所・在所と呼ばれる拝領形態があり、天童家には宮城郡八幡村(現多賀城市八幡)に在所が拝領されました。表紙絵図の原図は、仙台藩が幕府の要請によって天和元

ものでした。その多くの系図は、天童家が足利一門の分家であり、陸奥の大崎氏の分家であり、さらに出羽国の探題最上家の分家と表記されたものでした。

そもそも天童氏は、成生庄に所領をもった新田系里見氏がその基盤を作っており、里見氏へ大崎氏、斯波氏から入嗣しているのに里見氏の名は消されています。また、中世東北の政治状況を記録した「余目氏旧記」では、陸奥探題大崎家からみて最上氏と天童氏が同等・同格であったことが、公式書簡の書き方などで説明されており、天童家が最上家より格下という表記には疑問を持ちますが、近世初頭、里見氏の系譜を引くというよりも、天童家は、足利・奥州探題斯波氏の系譜を引くとした方が、準一家としての権威が保てたと考えられます。また、政宗の母親(保春院Ⅱ義姫)が最上氏だったことも無関係ではないでしょう。

天童家は、十代頼久(頼澄)以降、重頼、頼長(伊達安芸宗重)と近世以降多賀城地域最大の伊達家臣として存続していくことになるのです。

**〈参考資料〉**

企画展冊子「天童城主天童氏」(天童市美術館)、  
天童家関係文書「天童家文書Ⅰ〜Ⅲ」(多賀城  
市文化遺産活用活性化委員会)

## 山形県公文書センター

### 所蔵資料紹介

#### 「大正十一年小作慣行調査」

山形県公文書センターには、歴史公文書一・二・九冊が保存されています。歴史公文書は、県政の取組や県が掌握した県民の様子などを知ることのできる歴史的・文化的な資料です。それらの資料の中から、県が郡を通して町村ごとに現況調査させた「大正十一年小作慣行調査」を紹介します。

日本の近代社会の重要な構成要素であった地主・小作関係は、地域によってさまざまな慣行がありました。政府はその実態を把握するために全国的な小作慣行調査を行いました。『明治十八年小作慣行調査抄』『大正元年小作慣行二関スル調査資料』『大正十年小作慣行調査』『小作事情調査』（昭和十一年）などがその代表的調査として知られています。中でも『大正十年小作慣行調査』が最も詳し

い内容になっています。

本センターの「大正十一年小作慣行調査」は、各町村の調査結果を冊子化して提出させ、表に示すように郡ごとにつづったものです。その内容は、一七の大項目にわたり、細々とした項目別の発問に回答を求めたもので、地域の地主・小作関係を把握する基礎資料として貴重です。調査の大項目は次の通りです。

- ① 小作契約ノ締結、② 小作契約ノ期間、③ 小作料、④ 小作料ノ納入、⑤ 小作料ノ滞納、⑥ 耕地整理力小作慣行ニ及ホセル影響
- ⑦ 穀物検査ト小作慣行トノ関係、⑧ 小作契約ノ登記及小作地ニ対スル制限、⑨ 地主又ハ小作人ノ賠償、⑩ 小作地ノ修繕改良及其負担、⑪ 小作契約当事者ノ変更、⑫ 契約ノ解除及消滅、⑬ 土地管理人、⑭ 以上ノ外小作ニ関スル重要事項、⑮ 永小作、⑯ 刈分小作其他特殊ノ小作、⑰ 小作ニ関スル慣行ノ改善ヲ要スル諸点理由及其ノ方策

なお、当時の町村では、西置賜郡南小国村と飽海郡飛鳥村の記録はありません。また、山形・米沢の両市と北村山郡の資料が欠けているのが残念です。

これらの調査について、県では、調査結果を『小作慣行調査書』という冊子にまとめています。項目によっては漠然としたまとめもありますが、全体を通して掌握した山形県の地主・小作関係の特徴を「凡例」に整理しています。「凡例」では、地主・小作関係の良否を強調し、今後の展望に楽観的です。

山形県では、全国的動向よりやや遅れて明治後半期に地主的土地所有が確立し、大正期、昭和初期と小作地率が増加して行きます。とりわけ、田の小作地率は全国水準を超えて高い率となります。一方、小作農民が小作条件改善などを求める小作争議は、大正十一（一九二二）年に飽海郡で発生し、県内争議件数は、同年の四件から次第に増加して、昭和五（一九三〇）年には二六二件、同八年には三三

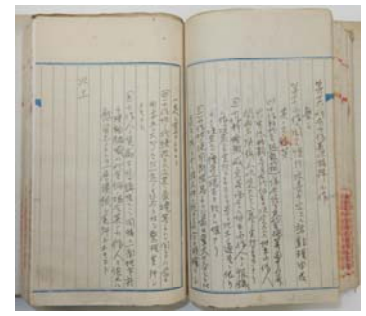
九件に上り、全国的にも高い発生数となります。また、争議原因は、小作料の軽減要求から、次第に土地引き上げなど耕作権をめぐるものへと発展して行きます（昭和十年「小作事情と農民運動」）。

「大正十一年小作地慣行調査」の時期は、近代日本の地主制度が小作争議のうねりに直面してその基盤を揺るがされるその前夜に当たります。これらの資料は、地主制度のどこに根本的な課題があったのか、それを社会の重要な構成要素としていた時期の指導者層の認識などを考えて行く上で、格好の史料と言えます。（山内 励）



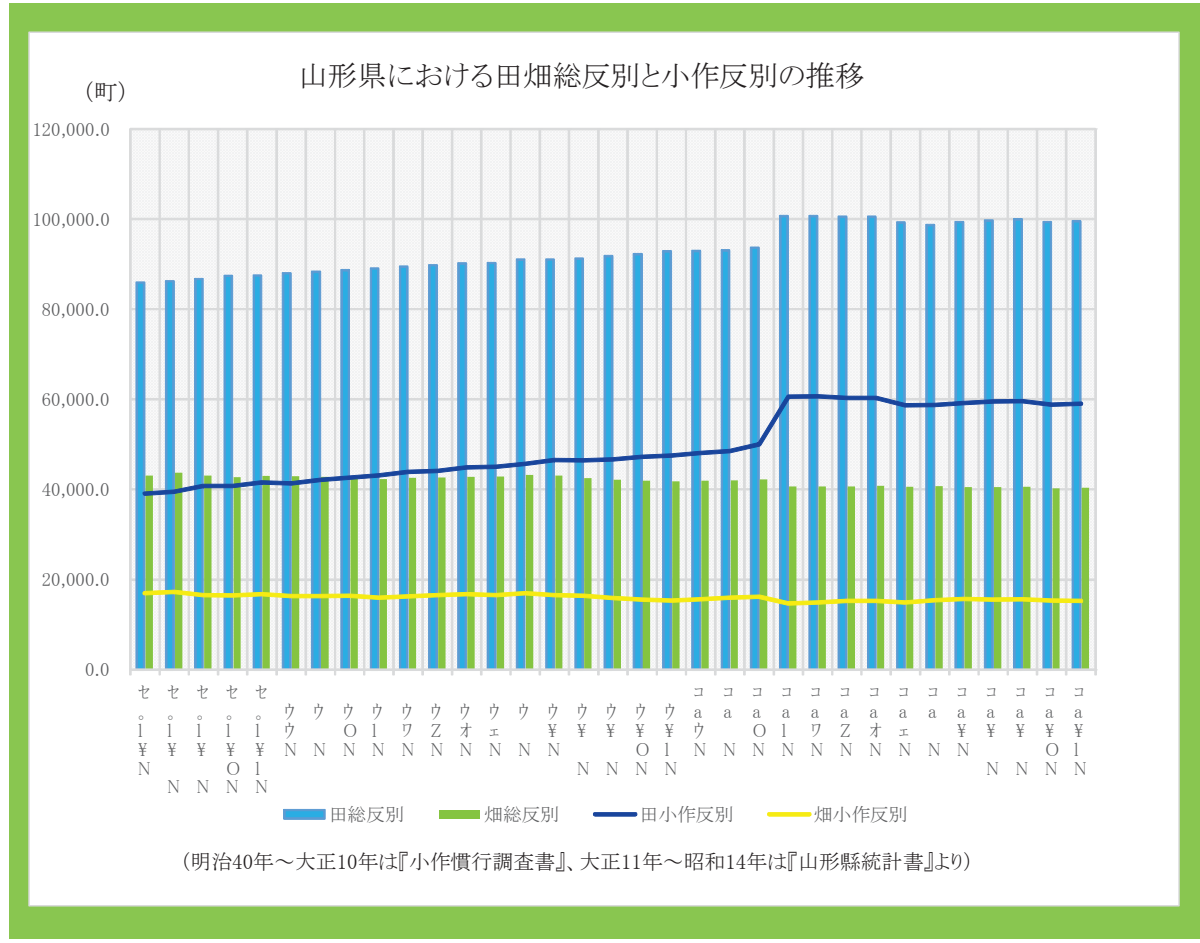
山形県公文書センターに保存されている「大正十一年小作慣行調査」

郡名	町村名
南村山郡	上山町・西郷村・本庄村・東村・宮生村・中川村・金井村・堀田村・瀧山村・東澤村・南沼原村・飯塚村・榎澤村・村木澤村・柏倉門傳村・本澤村・山元村
東村山郡	天童町・成生村・蔵増村・津山村・干布村・山寺村・高瀬村・楯山村・鈴川村・千歳村・出羽村・高籾村・寺津村・明治村・大郷村・金井村・長崎町・豊田村・山邊町・大寺村・中村・作谷澤村・相模村・大曾根村
西村山郡	寒河江町・西根村・柴橋村・高松村・左澤町・大谷村・東五百川村・西五百川村・本郷村・七軒村・大井澤村・本道寺村・川土居村・西山村・白岩町・醍醐村・西里村・谷地町・北谷地村・三泉村・溝延村
最上郡	新庄町・稲舟村・舟形村・堀内村・大蔵村・八向村・古口村・角川村・戸澤村・鮭川村・豊里村・豊田村・真室川村・安楽城村・及位村・金山町・萩野村・西小国村・東小国村
南置賜郡	萬世村・山上村・南原村・上長井村・三澤村・玉庭村・中津川村・廣幡村・六郷村・塩井村・窪田村
東置賜郡 その1	高畠町・二井宿村・屋代村・亀岡村・和田村・上郷村・糠野目村・沖郷村・赤湯町・中川村・吉野村
東置賜郡 その2	金山村・宮内町・漆山村・梨郷村・伊佐澤村・大塚村・犬川村・小松町・中郡村・吉嶋村
西置賜郡	長井町・長井村・西根村・蚕桑村・鮎貝村・荒砥町・十王村・白鷹村・東根村・平野村・豊田村・豊原村・添川村・豊川村・津川村・小国本村・北小国村
東田川郡 その1	余目町・大泉村・本郷村・山添村・黄金村・齋村・東村・黒川村・廣瀬村・泉村・渡前村・横山村・押切村・長沼村
東田川郡 その2	八榮島村・藤島村・東榮村・手向村・立谷澤村・狩川村・大和村・十六合村・八榮里村・常万村・新堀村・榮村・廣野村
西田川郡	鶴岡町・大山町・加茂町・湯田川村・田川村・念珠関村・福栄村・温海村・山戸村・豊浦村・上郷村・大泉村・西郷村・袖浦村・東郷村・榮村・京田村
飽海郡	酒田町・松嶺町・上郷村・内郷村・田澤村・北俣村・南平田村・東平田村・北平田村・中平田村・西平田村・鶉渡川原村・上田村・本橋村・一條村・観音寺村・大澤村・日向村・西荒瀬村・南遊佐村・稲田村・川行村・西遊佐村・遊佐村・蔵岡村・高瀬村・吹浦村



西置賜郡東根村（現、白鷹町）の「大正十一年小作慣行調査」。同村の浅立では、昭和初期に小作争議が起こり、小作料減免が実現しています。

現存する「大正十一年小作慣行調査」の簿冊郡名と収録町村名





## 『小作慣行調査書』凡例

〈略〉

一、農家一戸当たり耕地反別は、村山方面最も少なくして庄内方面の四割に過ぎず、置賜及び最上方面これに次ぎ、庄内方面もつとも多くして一戸当たり一町九反歩に達す、これに伴い小作慣行も自然三方面により差あり

一、村山方面は小作人相互間において小作地の争奪をなすの傾あり、したがって敷金・捨金・小作権売買等の例あり、その他の方面は大体競争の状なくあるいはかえって労力不足等のため小作料割高なる小作地の返還を望みおる者あり

一、小作料は庄内方面においては、いわゆる米券倉庫と称する酒田・鶴岡両米穀取引所付属の倉庫平野部に普及しおるをもつてほとんどこれに入庫し、その入庫通知書をもつて

地主に納付するの慣行あり、授受の標準米は三等米にして、他の等級に対しては取引所公定格差全額を授受するの慣行となりおれり

一、村山・置賜方面に在りては、農業倉庫所在地は倉庫、その他は地主宅にて授受するものにして、入庫の場合は奨励金等の授受あるも、地主宅納入の場合は容量等を換するのみにして良否米に対し特に制裁または奨励等を行わず

一、本県は大正元年以来不作なく、したがって一部水害地等のほか小作料の割引ほとんどなし

一、最近稲作の進歩に伴い米の増収著しきため、地主小作人間における分配の割合は漸次小作人に有利となり来たれり、したがって往時飯米不足なりし小作人にして、かえつて多少の売り米を生ずるに至りし小作人少なからず、また繭の価も概して高きをもつて小作

人の生活やや余裕あり、したがって地主小作人間の関係、大体平穩なり

一、本県の地主はこれを概括するに小作人愛護の念あり、小作人また地主に反感を抱くがごときものほとんどなく、稀に紛議を生ずる場合はほとんど支配人を対象としその排斥を図るものなるの状況なり、したがって地主小作人間における契約は証書を有する場合といえども多くは黒契をもつて万事を解決するを通常とす

一、小作争議は明治三十年頃には随所これを見、中には頗る過激なるものありしも、近年ほとんどこれを見ず、しかれども現状をもつて進まば他日平和を害するに至るべきおそれなきにあらざるをもつて、小作慣行等の中にも相当改善を要する所あるを認む

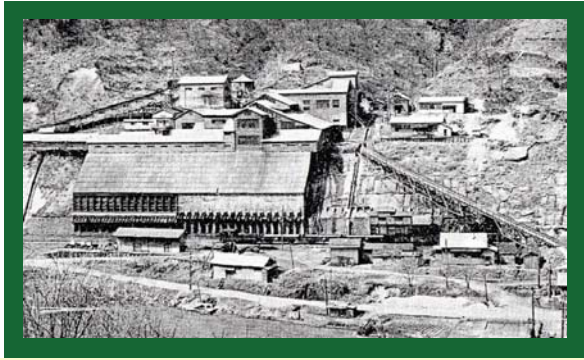
〔書き下し文〕

〈寄贈資料紹介〉

「朝鮮人強制連行・強制労働」研究資料

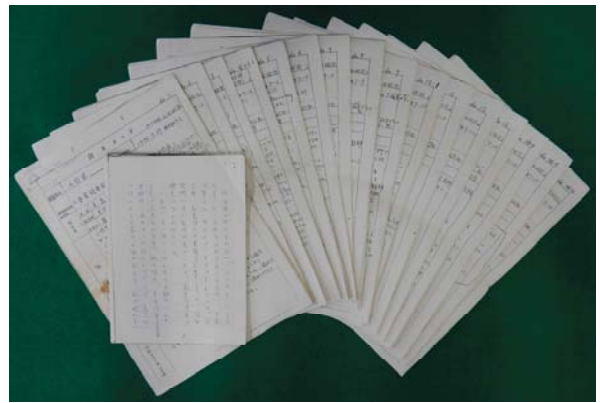
昨年七月、朝鮮人強制連行・強制労働の歴史を研究して来られた鶴岡市の佐久間昇氏から、氏がこれまで収集した研究史料を寄贈いただきました。その内訳は、『在日朝鮮人関係資料集成』全五巻・『朝鮮問題資料叢書』全十巻・『朝鮮人強制連行論文集成』などの刊行物二五冊、朝鮮人強制連行山形県関係資料一六点、山田昭次氏朝鮮人関係論文一三点、「朝鮮人・中国人強制連行・強制労働を考える全国交流集会」資料一二点、その他関係資料一六点です。

佐久間氏の代表的研究には、「太平洋戦争下山形県における朝鮮人労働者の強制連行をめぐって」(『山形近代史研究』第五号初出)があり、山形県における同分野の研究では高い評価を得ています。



温海村の田川炭鉱（『山形県史』第五卷所収）。

同炭鉱では朝鮮人も多く働き、近くの五十川には山形壮丁特別錬成所が設置されました。



証言を記録した調査カードや証言のまとめ

佐久間氏は研究にあたり、立教大学の山田昭次氏から多くの教示を受けています。山田氏は朝鮮人関係資料の収集に尽力され、多くの論文を発表すると共に、研究仲間との密接な連携を図っています。寄贈いただいた資料の中には、山田氏から佐久間氏に提供されたものも含んでいます。

朝鮮の地は、明治四十三（一九一〇）年の日韓併合で日本統治下に置かれ、朝鮮の人々は植民地支配や戦時体制下の強制連行などの過程で、さまざまな差別や迫害を受けたことが寄贈された資料からは伺われます。また、同時期は、自国での生活が破綻した人々など多くの朝鮮人が日本へ渡航することとなり、在日朝鮮人の数が増えていきました。第一次世界大戦を経て、大正八（一九一九）年には全国で約三万人、恐慌下で渡航制限がなされたものの、昭和五（一九三〇）年には約三〇万人に達しました。強制連行がなされた太平洋戦争時にはとりわけ増大し、昭和

和二十年の終戦時には約二四〇万人に上っています。

山形県在住の朝鮮人については、主として日本政府の官庁資料を編集した『在日朝鮮人関係資料集成』などから、ある程度の数量的把握が可能です。また、在日朝鮮人の思想や行動が取締り対象にもなったことから、特別高等警察の資料からも動向を見ることができま

しかし、在日朝鮮人の実際の生活や処遇は、記録に残らないことが多く、当事者の証言が唯一の資料といえます。いただいた山形県関係資料の中にも、県関係者の証言を記録した山田氏らの調査カードや証言のまとめが含まれています。

証言者の一人に、一九二四年に慶尚南道に生まれ、一九四一年に徴用で日本に連れて来られた韓政得氏がいます。韓氏の証言によれば、岐阜県山奥の水力発電所工事現場で、劣悪な衣食住と水に浸かる重労働を強いられ、逃亡して捕まり、拷問さながらの処遇を受けます。その後、再度の逃亡で日本

人の世話を得て、小国町の日本電興小国工場の仕事をするようになります。しかし、在日朝鮮人の同化・統制を図る協和会の手帳を持つていなかったことから、温海村（現、鶴岡市）五十川の山形壮丁特別錬成所で皇国臣民になるための厳しい訓練を受けます。それでも、手帳は配布されず、きつい仕事に逃げ出して、神奈川県・山梨県・群馬県を転々として、終戦を迎えます。韓氏は、戦後再び、山形県に居を構えることになりましたが、こうした在日朝鮮人の体験は、当時の一般的な日本人には必ずしも見えていなかった部分です。

日本と朝鮮・中国間の歴史については、「歴史認識」が国際問題化していますが、歴史的事実に向き合い、さらなる調査・研究を進めることが求められています。寄贈いただいたこれらの研究資料が活用されることを期待しています。

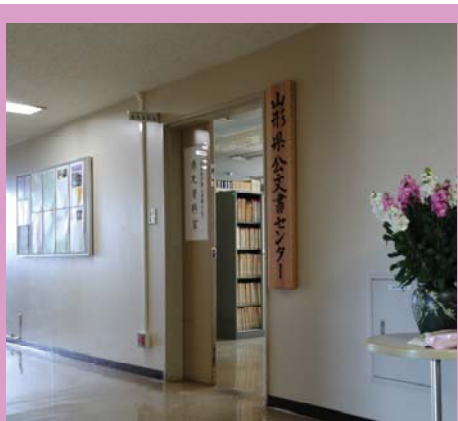
また、他のさまざまなテーマに基づく研究資料の共有化も今後の課題です。

（山内 励）

## 山形県公文書センター 開設のお知らせ

平成二十七年十一月九日、山形県公文書センターがオープンしました。山形県公文書センターは、歴史公文書を保存し、県民の皆さんに閲覧していただくための利用窓口です。

歴史公文書とは、歴史的・文化的な資料としての価値を有する公文書として、公文書センターで特別に保存されているもののことを言います。公文書センターでは、今後とも歴史公文書の収集及び保存を進めていきます。



歴史公文書を閲覧するためには

申出書の提出が必要です。申出書の提出後、直ちに閲覧が可能なものもありますが、個人情報等の記録の有無などの内容の審査を行うため、申出書を提出してから閲覧まで日数がかかる場合があります。詳しくは、山形県ホームページをご覧ください。

### 歴史公文書の保存冊数

一一一九冊

(平成二十七年十一月九日現在)

### 歴史公文書の目録

○ 簿冊目録・件名目録

総務 人事 財務 会計 企画  
福祉 生活文化 安全 衛生  
環境 商工 労働 農務 農地  
林務 水産 建設 その他

### 閲覧時間

○ 月曜日から金曜日までの  
午前九時から午後四時まで  
祝日・年末年始(十二月二十九日～一月三日)を除きます。

### 閲覧・利用方法

○ 簿冊目録及び件名目録を検索し、閲覧したい文書を特定していただきます。

○ 歴史公文書閲覧申出書に必要な事項を記入して提出していただきます。

(郵送・FAX可)

○ 歴史公文書の複写希望の方は、デジタルカメラなどにより各自撮影してください。コピーサービスは行っておりません。

○ 出版・掲載・放映等を希望する場合は、あらかじめ許可が必要となりますので、出版・掲載・放映等承認申請書を提出してください。

### 設置場所・アクセス

寒河江市大字西根字石川西三五五  
山形県村山総合支庁西庁舎三階  
学事文書課分室内

○ 車の場合

寒河江IC(山形自動車道)から、およそ5km、約一分  
○ JRの場合

JR寒河江駅から、およそ二・四km、車で約七分

○ バスの場合  
「総合支庁前」バス停から、およそ三〇〇m、徒歩約五分



山形県 県史だより 第七号

平成二十七年十二月二十五日発行

編集・発行

山形県総務部学事文書課分室

県史資料室

〒九九一―八五〇―一

寒河江市大字西根字石川西三五五

村山総合支庁西庁舎

電話 〇二三七―八三一―二二五

FAX 〇二三七―八三一―二二六